事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係

行士 改 正 秦 珥. 11 確定拠出年金運営管理機関関係 11 確定拠出年金運営管理機関関係 11-1~11-2-1(略) 11-1~11-2-1(略) 11-2-2 登録の申請の処理 11-2-2 登録の申請の処理 (1)(略) (1)(略) (2)(略) (2)(略) (3) 法第90条第2項の規定による登録通知書(別紙様式1) (3) 法第90条第2項の規定による登録通知書(別紙様式1) については、厚生労働省から登録番号を記入した上で送付 については、厚生労働省から登録番号を記入した上で送付 されるので、内容を確認のうえ、厚生労働省あて(金融庁 されるので、財務局長印を押印の上、厚生労働省あて(金 経由)回答すること。 融庁経由)返送すること。 (4) 法第91条第2項の規定による登録拒否通知書(別紙様 (4) 法第91条第2項の規定による登録拒否通知書(別紙様 式2)については、厚生労働省から、拒否の理由に該当す 式2)については、厚生労働省から、拒否の理由に該当す る法第91条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録 る法第91条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録 申請書等の重要な事項の虚偽の記載がある箇所若しくは重 申請書等の重要な事項の虚偽の記載がある箇所若しくは重 要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにした 要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにした うえで送付されるので、拒否の理由を確認のうえ、厚生労 うえで送付されるので、拒否の理由を確認のうえ財務局長 働省あて(金融庁経由)回答すること。 印を押印し、厚生労働省あて(金融庁経由)返送すること。 (以下略) (以下略)

改正案	現行						
別紙様式1(ひな型)	別紙様式1 (ひな型)						
(略)	(略)						
(商号又は名称)	(商号又は名称)						
(代表者氏名) 殿	(代表者氏名) 殿						
厚生労働大臣	厚生労働大臣 <u>印</u>						
金融庁長官	金融庁長官						
各財務局長	各財務局長						
福岡財務支局長	る 福岡財務支局長 <u>印</u>						
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局長						
確定拠出年金運営管理機関の登録について	確定拠出年金運営管理機関の登録について						
(略)	(略)						
別紙様式2(ひな型)	別紙様式2(ひな型)						
(略)	(略)						
(商号又は名称)	(商号又は名称)						
(代表者氏名) 殿	(代表者氏名) 殿						
厚生労働大臣	厚生労働大臣 <u>印</u>						
金融庁長官	金融庁長官						
各財務局長	各財務局長						
福岡財務支局長	福岡財務支局長 ① 印						
沖縄総合事務局長	沖縄総合事務局長						
確定拠出年金運営管理機関の登録の拒否について	確定拠出年金運営管理機関の登録の拒否について						
(略)	(略)						

	改	Œ	案				現		行				
別紙様式4	(ひな型)					別紙様式4	(ひな型)						
	確定拠出年金運営管理機関登録簿閲覧申請書						確定拠出年金運営管理機関登録簿閲覧申請書						
(略)						(略)							
登録番号	確定拠出年	金運営管理機関 又は名称	の商号	貸出[]	返却;	登録番号		金運営管理機関の商 又は名称	j号 〔	登出 印	返却[印	
(略)					(略)								
別紙様式5(ひな型)					別紙様式5 (ひな型)								
無登録で確定拠出年金運営管理業を営んでいる者に対する警告書					無登録で確定拠出年金運営管理業を営んでいる者に対する警告書								
〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿				〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿									
(略)			財務	(支)局長	: []	(略)			財務	(支)局	景	<u>印</u>	